

滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領の一部改正案 新旧対照表

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（会議概要）</p> <p>第4条 審議会の議事結果については、その都度会議概要（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を事務局が要約、整理したもの）を作成のうえ、保管しなければならない。</p> <p>2 会議概要は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が承認したときは、会議概要の一部または全部を公開とすることができる。</p> <p>3 前項の規定は、審議会において配布された資料について準用する。</p> <p>第5条 省略</p> <p>付則</p> <p>1 この要領は、平成25年11月26日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成26年5月27日から施行する。</p> <p>3 平成25年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（会議概要）</p> <p>第4条 審議会の議事結果については、その都度会議概要（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を_____要約、整理したもの）を作成のうえ、保管しなければならない。</p> <p>2 会議概要は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が承認したときは、会議概要の一部または全部を公開とすることができる。</p> <p>3 前項の規定は、審議会において配布された資料について準用する。</p> <p>第5条 省略</p> <p>付則</p> <p>1 この要領は、平成25年11月26日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成26年5月27日から施行する。</p> <p>3 平成25年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。</p> <p>4 この要領は、令和8年1月 日から施行する。</p> |

別紙2（第3条関係）

傍聴要領

滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

（1）滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所（市町名）および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。

（2）傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。

（3）傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

（1）会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。

（2）飲食、喫煙等をしないこと。

（3）会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

（4）その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

（5）非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持 省略

4 その他 省略

別紙2（第3条関係）

傍聴要領

滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

（1）滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付に申し出て、会長の許可を受けてください。

（2）傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。

（3）傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

（1）会議の開催中は、静かに傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないください。

（2）飲食、喫煙等をしないください。

（3）会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないください。

（4）その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないください。

（5）非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席ください。

3 会議の秩序の維持 省略

4 その他 省略